令和　　年　　月　　日

勝浦市長　　土屋　元　様

住所

氏名　　　　　　　　　　　印

誓　　約　　書

勝浦市防災士育成事業補助金交付要綱 （以下「要綱」という。）に基づき補助金の交付申請をするに当たり、要綱第３条の補助対象者の条件を確認し、資格取得後は、要綱の趣旨に則り防災リーダーとして活動します。

第３条　補助金の交付の対象となる者は、本市に住所を有する満１８歳以上の者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　講座を受講する者で防災士の資格を取得しようとする者

(2)　防災士の資格取得後、防災リーダーとして市内の自主防災組織等で活動する意思のある者

(3)　防災士の資格を取得した旨の情報を市長が市内の自主防災組織等に提供することに同意する者

(4)　防災士の資格取得に関し他の助成制度による財政的支援を受けていない者、又は受ける予定でない者